

茨木市地域自治組織の登録制度について

1 趣旨

茨木市地域コミュニティ基本指針に掲げている「地域自治組織」の市における位置づけを明確にする（要綱制定）ことによって、今後の地域自治推進の担い手となる組織としていこうとするものです。

2 手続き等

（申請・登録関係）

茨木市地域自治組織登録申請書（様式第1号）を提出

申請者が市民協働推進課に提出し、要件を満たしているかどうかを市が審査します。

◎登録の要件

- (1) おおむね小学校区を単位として、住みよい地域コミュニティづくりに向けて自発的・継続的に活動を行っていること。
- (2) 地域住民に対し、広く参加の途を開いていること。
- (3) 規約等が定められていること。
- (4) 民主的な運営が行われていること。
- (5) おおむね小学校区を単位とする自治会の連合組織（その連合組織がない場合は小学校区内の8割を超える自治会）が参加していること。
- (6) 地域自治組織の構成団体の例として基本指針に掲げられた団体の多くが参加していること。
- (7) 特定の政治活動、宗教活動及び営利活動を行っていないこと。

◎地域自治組織としての登録は原則として1小学校区に1団体とする。

茨木市地域自治組織登録名簿（様式第2号）に登録

茨木市地域自治組織登録通知書（様式第3号）を通知

要件を満たしている場合は、名簿に登録し、申請者に通知します。

（変更関係）

茨木市地域自治組織登録変更届（様式第4号）に登録

申請書に記載した事項に変更があれば速やかに届け出を行ってください。

3 その他

- ・市は今後、この登録された「地域自治組織」を地域自治の中心と考え、コミュニティ基本指針に掲げております「一括交付金」などの窓口となることを想定しており、地域の各組織や庁内での調整を行いながら、段階的に地域自治の進展を図っていく予定です。
- ・実際に、登録をお考えの地域には、詳細についてのご相談をお受けしますので、下記市民文化部市民協働推進課へご連絡いただきますようお願いいたします。

4 茨木市地域自治組織の登録に関する要綱（別添）